

(1) 成年二部を設置する

広く国民各層を対象とした国体を
目指すため、成年二部を設置す
る。種目によっては選手としての
参加は一回限りとするなど競
技種目ごとに参加制限が定められ
ている。

(2) 正式競技総合成績決定方法を改
善する

従来の方法は

○参加得点一点

○各競技の競技得点算出方法による
競技得点

○各種別の優勝得点

と、三項目の合計により総合順位を
決定したが、なかでも競技得点は種
目ごとに算出方法が異なるため複雑
であった。

このため、

○参加得点十点

○競技得点

・陸上競技、自転車競技など種目
により競技するものは、一位八
点、二位七点……八位一点（一
点刻み）。

・サッカー・バレーボール競技な
ど種別により競技するものは一
位四十点、二位三十五点……八
位五点（五点刻み）。

・水泳競技など種目（競泳・飛
込）種別（水球）が併用されて
いる競技は、それぞれ種目・種
別の得点。

と二項目の合計により総合順位を決

定するよう改善された。

(3) 中学生の参加を認める。

競技力向上の観点から試行とし
て、陸上競技・水泳（競泳）・体
操（競技）・スケート（フィギュ
ア）の四競技（種目）に限り少年
の部へ中学三年生の参加を認める
(4) デモンストレーションとしての
スポーツ行事を実施することが出
来る。

開催地都道府県から希望のある
場合は、当該都道府県の範囲内に
おいてデモンストレーション（今
年度の京都国体では綱引き・家庭
婦人バレーボール・ゲートボー
ル・ジョギングを採用）としての
スポーツ行事を加えることができ
る。

三、第五十回福島国体の準備経過

1. 開催準備経過

第五十回国体の本県開催については、
昭和五十六年八月に、財団法人福
島県体育協会において、更に同年十二月には
県議会本会議においてそれぞれ決議さ
れ、これを受けて県及び財団法人福島体育協
会は文部省及び財団法人日本体育協会に
「第五十回国民体育大会福島県誘致に
ついての要望書」を提出した。
そして、翌昭和五十七年一月に「国
体開催申請書提出順序の了解書」とし
て承認され、第五十回国体の本県開催
が事実上の内定をみた。



未普及競技種目の強化も課題

(第15回東北総体より)

- 英知を結集し大会の運営に万全を
期する。
- ② 競技会場は県内各地に分散し、
地域におけるスポーツ・文化の振
興に寄与する。
- ③ 県民総スポーツ運動を推進する
とともに、指導者の養成及び選手
の育成強化に努め、本県スポーツ
水準の飛躍的向上を図る。
- ④ 大会を成功させるため、広く県
民運動を展開し、進取の気性と協
調性に富んだ県民性を培い、活力
ある県民生活の向上に資する。
- ⑤ 全国の友を温かく迎え、友情の
輪を広げるとともに、本県の豊か
な自然と香り高い文化を全国に紹
介する。

2、第五十回国体競技会場地

昭和六十二年八月、第五十回国体県
準備委員会・第四回常任委員会におい
て総合開閉会式場及び競技会場地八市
八町二村、二十競技を、更に、昭和六
十三年二月、県準備委員会第五回常任
委員会において七市八町八村、二十競
技一種目を決めた。

この結果、スポーツ芸術・バイアス
ロン等の公開競技を除きすべての競技
会場地十市十六町十村が決定した（資
料1参照）

3、競技力向上対策本部の設置

○実施目標
① 県・市町村及び関係機関・団体
との緊密な連携のもとに、県民の

この大会を契機として、県民のス
ポーツの振興を図るとともに、心豊
かな生き生きとした郷土づくりを推
進し、県勢の伸展に寄与する。

また、昭和六十年七月には国体開催
のための準備を更に推進するため、松
平県知事を会長に県民各層からなる
「第五十回国民体育大会福島県準備委
員会」を設立するとともに開催の基本
方針及び実施目標を次のように定めた。

○基本方針

半世紀を迎える記念すべき第五十
回国民体育大会は、県民の総力を結
集し、未来を開く躍進の時代にふさ
わしい実りのある大会として開催す
る。